

松野町特定事業主行動計画の実施状況及び女性職員の活躍推進の状況について

松野町では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づき「松野町特定事業主行動計画」を策定しています。今般、女性活躍推進法第 19 条第 6 項に基づき、行動計画の実施状況を下記のとおり取りまとめましたので公表します。

あわせて、女性活躍推進法第 21 条の規定に基づき、松野町における女性の活躍状況を公表します。

《職業生活における機会の提供に関する実績》

1 採用した職員に占める女性職員の割合

	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
事務職	0 %	0 %	66.6%	0 %	75%
保育士	100%	—	—	100%	100%
保健師	—	—	—	100%	—
看護師	—	100%	66.6%	0 %	—

2 採用試験の受験者の総数に占める女性の割合

	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
事務職	0 %	75.0%	28.6%	45.5%	36.4%

3 職員に占める女性職員の割合（4 月 1 日現在）

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
事務職	29.7%	30.6%	29.0%	30.8%	31.8%
保育士	100%	100%	100%	100%	100%
保健師	66.7%	50.0%	75.0%	75.0%	75.0%
看護師	100%	100%	80.0%	80.0%	83.3%

5 管理職に占める女性職員の割合・各役職段階に占める女性職員の割合（4 月 1 日現在）

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
管 理 職 割 合	26.9%	22.2%	19.2%	19.2%	19.2%
本庁課長相当職	10%	10%	10%	10%	9.1%
本庁課長補佐相当職	22.2%	18.2%	18.2%	16.7%	15.4%
本庁係長相当職	43.8%	50.0%	46.6%	42.9%	50.0%

6 機会の提供に資する制度の概要

- ・年齢の範囲を拡大し社会人経験者採用試験を実施

《職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績》

1 離職率（令和 5 年度）

	離職率	離職者の年代別割合							
		20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59
男性職員	4.1%	0%	25.0%	12.5%	0%	0%	0%	0%	0%
女性職員	2.4%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	7.7%	0%

2 男女別の育児休業取得率

	目標(R7 年度)	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
事務職(男性)	100%	0%	0%	0%	—
事務職(女性)	100%	—	100%	100%	—

※令和 5 年度に育児休業取得率の目標を 5 %から 100%に変更している。

○取得期間の状況（令和 5 年度）

【男性職員】 新規取得対象者なし

【女性職員】 新規取得対象者なし

3 男性職員の配偶者出産休暇（2 日）及び育児参加のための休暇（5 日）取得率

	目標(R7 年度)	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
配偶者出産休暇	100%	66.7%	75%	100%	—
育児参加休暇	—	16.7%	75%	0%	—

4 職員一人当たりの超過勤務の状況（令和 5 年度）

事務職	保育士	看護師
10.5 時間	10.0 時間	1.7 時間

5 年次有給休暇の取得日数の状況（20 日以上付与された職員を対象）

	目標(R7 年)	R2 年	R3 年	R4 年度	R5 年度
平均取得日数	12 日	7.2 日	8.7 日	7.9 日	10.7 日
取得日数が 5 日未満の職員割合	—	40.0%	19.2%	25.0%	8.6%

6 職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する制度の概要

- ・課長級職員は、人事評価目標として働き方改革に関する目標を掲げ、積極的な取組みを実施
- ・毎週水曜日をノー残業デーとし、定時退庁を促進
- ・計画的に有給休暇を取得するよう定期的な周知を行うとともに、夏季休暇と併せた取得日数の目標を掲げ、積極的な休暇取得に取り組む